

**国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて
講ずべき施策について
(案)**

平成 28 年 11 月

厚生科学審議会生活環境水道部会
水道事業の維持・向上に関する専門委員会

1. 水道事業をめぐる現状と課題

- 現在、我が国の水道は 97.8%¹の普及率に達し、水道は、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている一方、以下に掲げる喫緊に解決しなければならない課題を抱えている。
- 人口減少社会が到来し、今から約 40 年後、日本の人口は 8600 万人程度²となると推計されている。それに伴い、水需要も約 4 割減少³すると推計されている。給水量の減少は直接料金収入の減少につながり、特に小規模な水道事業者（注：簡易水道事業者を含む。以下同じ。）において、経営状況の急激な悪化が懸念される。
- また、高度経済成長期に整備された水道は、その施設の老朽化が進行し、これまでの施設投資額の約 6 割を占める水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいない。仮に、現状の更新率のまま推移とした場合、全ての管路の更新に約 130 年かかる計算となっている⁴。
- 耐震化についても、配水池及び浄水施設の耐震化率、基幹管路の耐震適合率は、依然として低い。水道施設の更新・耐震化が適切に実施されていなければ、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、先の東日本大震災や平成 28 年熊本地震における状況に照らしてみても、大規模災害時等において、断水が長期化し、市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがある。
- こうしたハード面の課題に加え、水道事業者の組織人員削減、団塊世代の退職により、水道事業に携わる職員数は約 30 年前に比べ、3 割程度減少⁵している。さらに、職員の高齢化も進み、技術の維持、継承が課題となっている。特に小規模の水道事業者ほど職員数が少なく、地震・豪雨等の災害や事故発生時等に自力で対処することが極めて厳しい状況も見受けられる⁶。
- また、約 5 割の上水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている⁷一方、水道料金の値上げを行った水道事業者は、平成 22 年～平成 26 年の年平均で全体の約 4%⁸にとどまっている。十分な更新費用等を水道料金原価に見積もっていない場合が多いと考えられ、このままでは、老朽化・耐震化費用の増大と水需要の減少とが相まって、将来、急激な水道料金の引上げを招くおそれがある。

¹ 公益社団法人日本水道協会 平成 26 年度水道統計

² 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）

³ 日本の将来推計人口と上水道普及率（平成 21 年実績）をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計。

⁴ 管路更新率 0.76%（平成 26 年度水道統計）から計算。

⁵ 公益社団法人日本水道協会 平成 26 年度水道統計

⁶ 平成 28 年熊本地震では、耐震適合率が低く、かつ、小規模な水道事業者において、水道の復旧に時間を要した。

⁷ 総務省 平成 25 年度地方公営企業年鑑

⁸ 公益社団法人日本水道協会 水道料金表（平成 27 年 4 月 1 日現在）

33

34 ○ このほか、平成8年に創設された指定給水装置工事事業者制度⁹により、全国一律の
35 指定基準が導入されたことに伴い、指定工事事業者数が大幅に増え、水道事業者は、指
36 定工事事業者の運営実態の把握や技術指導等が困難となっている。また、指定工事事業
37 者の違反行為や苦情等、住民との間にトラブルが生じている。

38

39 ○ 水道事業をめぐるこうした課題及び新水道ビジョン(平成25年3月厚生労働省策定)
40 に掲げられた安全・強靱・持続の理念を踏まえ、当専門委員会では、平成28年3月以
41 来、これまで計9回【P】の議論を重ね、これらの課題への対応策について検討を行っ
42 た。その検討結果を踏まえ、以下のとおり提言する。

43

44

45 2. 今後の水道行政において講ずべき施策の基本的な方向性

46 ○ 水道の計画的な整備を中心とする時代から、人口減少社会や頻発する災害に対応でき
47 るよう施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うことにより、将来にわたり持続可能
48 な水道とすることが求められる時代へと大きく変化した。

49

50 ○ このような時代において、今や国民生活や産業活動に欠かせないライフラインとなっ
51 た水道事業について、今後もその持続性を確保するため、国及び地方公共団体はそれぞ
52 れの立場から水道事業の基盤強化(適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確
53 保、及び経営ノウハウや技術力等を有する人材の育成・確保等)を図ることが不可欠で
54 ある。

55

56 ○ 単独で事業の基盤強化を図ることが困難な中小規模の水道事業者及び水道用水供給
57 事業者においては、地域の実情を踏まえつつ、職員確保や経営面でのスケールメリット
58 の創出につながる広域連携を図ることが必要である。

59

60 ○ また、民間企業の技術、経営ノウハウ及び人材の活用を図る官民連携も、水道施設等
61 の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策の
62 一つである。

63

64 ○ 水道事業全体の底上げにつながる水道にかかわる人材育成についての一層の推進も
65 求められている。

66

67 ○ 上記の観点を踏まえ、水道法(昭和32年法律第177号)の目的や国・地方公共団体
68 の水道に関する施策の策定・実施の責務を時代に対応したものに改めるとともに、中長

⁹ 各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具等)の工事を施工する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

69 期にわたって事業の持続性を確保する観点から、水道事業の基盤強化に向けて、以下の
70 ような関係者それぞれの責務を水道法の中で明確化すべきである。

71 ✓ 水道事業者（注：簡易水道事業者を含む。以下同じ。）及び水道用水供給事業者にお
72 いては、自らの事業基盤の強化に取り組むよう努めなければならないこと

73 ✓ 都道府県は、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水
74 道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者及び水道用
75 水供給事業者が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助^{*}を行うよう
76 努めなければならないこと

77 ※持続可能な水道事業の実現に向けた水道施設に関する台帳整備・維持修繕（点検）・更新需要
78 等の試算・試算結果や給水需要を踏まえた計画的更新等の適切な資産管理や水道料金等につ
79 いての情報提供、相談及び技術的助言、並びに住民等に対する事業基盤強化の必要性に関する普
80 及啓発等が考えられる。

81 ✓ 国は、水道事業の基盤強化に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進
82 するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対する必要
83 な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならないこと

84 ✓ 国、地方公共団体、水道事業者、水道用水供給事業者及びその他の関係者は、災害
85 時において、相互に連携を図り、協力するよう努めなければならないこと

86
87 ○ なお、災害対応については、頻発する豪雨災害への対応も含め、関係省庁は互いに連
88 携を図ることが重要である。

89
90 ○ また、1. で述べたような水道事業をめぐる諸課題に対応し、以下に述べるような具
91 体的な対応について、水道法の改正をはじめ、通知等運用レベルの取組も含め、対応す
92 ることが急務である。

95 3. 課題に対する具体的な対応（案）

96 （1）適切な資産管理の推進

97 【台帳整備】

98 ○ 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水
99 道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応、広域連携や官民連携等の
100 すべての基礎となる有用な情報であり極めて重要である。しかしながら、現行水道法で
101 は台帳整備の規定がなく、台帳の整備率は6割程度にとどまり¹⁰、災害時において水道
102 施設データの整備が不十分であったために迅速な復旧作業に支障を生じた例も見受け
103 られた。

104
105 ○ このため、下水道や河川等の管理者と同様に、台帳の整備を行うことを水道事業者及

¹⁰ 厚生労働省調査（平成28年10月現在、速報）

106 び水道用水供給事業者に義務付けるべきである。

107
108 ○ また、台帳に記載すべき事項について、国は、具体的に示すべきである。

109
110 ○ 台帳に記載すべき情報が散逸している場合は、現地調査、職員 0B への聞き取り、合
111 理的な推定等により、可能な範囲で記載することとするのが適当である。

112
113 【点検を含む維持・修繕】

114 ○ 老朽化等に起因する事故の防止や水道水の安定供給のため、また、施設の長寿命化を
115 図り、設備費用を抑制するとともに、長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を
116 確認する観点から、水道施設の点検を含む維持・修繕は極めて重要である。

117
118 ○ しかしながら、施設の点検の実施状況については、機械・電気・計装設備では約 9 割
119 の事業者で日常点検が、約 8 割で定期点検がそれぞれ実施されているものの、埋設され
120 比較的点検を行うことが困難な管路ではそれぞれ約 4 割、約 3 割と実施率が低くなって
121 いる。コンクリート構造物については、約 7 割の事業者で日常点検が行われているもの
122 の、定期点検の実施率は約 1 割にとどまっている¹¹。

123
124 ○ このため、下水道や河川等の管理者と同様に、水道事業者及び水道用水供給事業者は、
125 水道施設を良好な状態に保つように維持・修繕することを義務付けるべきである。

126
127 ○ 施設機能を維持するための施設の管理方法については、予防保全（状態監視保全¹²、
128 時間計画保全¹³）とすべきである。管路等の埋設構造物など点検による状態把握が困難
129 なものについては、埋設環境を考慮しつつ、時間計画保全を基本とすることが考えられ
130 る。

131
132 ○ 点検の頻度・項目等については、個々の施設の構造等を勘案して、適切な時期に、目
133 視その他適切な方法により点検を行うことが必要であるが、特に、損傷した場合に給水
134 への支障が甚大となる可能性があり、かつ、点検による健全性の評価が更新需要の平準
135 化に有効である鉄筋コンクリート構造物については、一定の頻度（例えば、5 年に 1 回）
136 で近接目視等により劣化状況の確認を行うこととする基準を設けることが考えられる。

137
138 ○ 国においては、水道事業者及び水道用水供給事業者が点検を含む維持・修繕の内容を
139 定めるに当たって基本とすべき考え方を示すべきである。その上で、水道事業者及び水
140 道用水供給事業者は、自ら保有する施設の種類・状況等を勘案して、日本水道協会が策
141 定している水道維持管理指針や全国簡易水道協議会が策定している簡易水道維持管理

¹¹ 厚生労働省調査（平成 28 年 10 月現在、速報）

¹² 点検調査や診断結果に基づき、施設の状態に応じて更新等の対応を行うこと。

¹³ 法定耐用年数や供用年数に基づき、一定周期ごとに更新等の対策を行うこと。

142 マニュアルを参考に、それぞれの点検等の内容を定めることが考えられる。

143
144 【更新需要及び財政収支の見通しの試算並びに計画的な更新】

145 ○ 高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しているにもかかわらず、管
146 路の更新が進んでおらず、老朽化が進行し、各地で漏水事故なども相次いでいる。こう
147 した中、水の将来にわたる安定供給を図るためには、長期的視野に立った計画的な施設
148 の更新・耐震化が必要であるが、中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通し
149 を試算した上で、実際の施設更新の計画や財政計画に反映しているのは、上水道事業者
150 全体の約 16%にとどまっている¹⁴。

151
152 ○ 水道事業者及び水道用水供給事業者は、上記の台帳や点検を含む維持・修繕の結果を
153 活用して、中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算し、施設の重要
154 度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセ
155 ットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）により、計画的に施設を更
156 新するよう努めなければならない旨を法律上位置付けるべきである。

157
158 ○ 将来にわたり水道を持続するため、施設更新及びそのための財源の確保が必要である
159 ことについて、住民等の理解を醸成していくために、更新需要と財政収支の見通しの試
160 算を行った場合には、わかりやすい形で公表するよう努めなければならない旨を法律上
161 位置付けるべきである。

162
163 【給水需要に見合った施設規模への見直し】

164 ○ 水需要が減少している中で更新需要が増大していることを踏まえ、水道事業者及び水
165 道用水供給事業者は、災害対応能力の確保の観点に留意しつつ、給水体制を適切な規模
166 に見直すことにより、更新需要及び将来の施設維持に要する費用を縮減することが重要
167 である。

168
169 ○ 認可を受けたが、一度も給水していない区域を縮小することや、現実の給水人口及び
170 給水量と認可された給水人口及び給水量との乖離への対応について、制度運用の改善な
171 どの具体的な措置を検討すべきである。

172
173 (2) 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

174 ○ 老朽化・耐震化費用の増大と人口減少に伴う水需要の減少とが相まって、将来水道事
175 業の急速な経営状況の悪化が懸念されており、将来にわたり水道事業を持続可能なもの
176 とするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することが求められる。

177

¹⁴ 厚生労働省調査（平成 27 年 3 月末現在）

- 178 ○ 水道事業は独立採算制により運営することを基本とされており、総括原価¹⁵により算
179 定される水道料金はサービスに対する対価であるため、水道事業の持続性確保のための
180 取組も含めて提供されるサービスの内容に見合った料金が設定されることが必要であ
181 る。
- 182
- 183 ○ 水道法の目的に「清浄にして豊富低廉な水の供給」がうたわれている。水道が国民生
184 活に欠くことのできないライフラインであることにかんがみ、「清浄にして豊富低廉」
185 という文言は維持しつつ、将来にわたり、健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保
186 されるべきことを水道法の体系において明確にすべきである。また、持続可能な水道を
187 保つための料金原価とするため、将来の施設更新に必要な財源として資産維持費が計上
188 されるべきことについて、併せて周知徹底を図るべきである。
- 189
- 190 ○ 将来の更新需要等を考慮した水道料金の設定について、水道事業者には主体的に定期
191 的（3～5年）な検証及び必要に応じた見直しを行うことが求められる。また、認可権
192 者は水道事業者に対し、水道料金の定期的な検証を促すべきである。
- 193
- 194 ○ 将来にわたり水道を持続するためには施設更新及びそのための財源の確保が必要で
195 あることについて、住民等の理解を醸成していくために、中長期的な更新需要と財政収
196 支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するよう努め
197 なければならないことを法律上位置付けるべきである。
- 198
- 199 ○ 日本水道協会が策定している水道料金算定要領等について、国からも水道事業者及び
200 都道府県に対し周知を図るべきである。

201 202 (3) 広域連携の推進

- 203 ○ 1388の上水道事業のうち、給水人口5万人未満の中小規模の事業者が952¹⁶と多数存
204 在しているが、人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で
205 事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となり
206 つつある。
- 207
- 208 ○ そうした中小規模の水道事業者及び水道用水供給事業者においては、職員確保や経営
209 面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用することが有効であ
210 ることから、厚生労働省では、水道ビジョン（平成16年）や新水道ビジョン（平成25
211 年）の策定、予算措置等により、広域化（事業統合）を中心とする広域連携の推進を図
212 ってきたが、広域化のみならず様々な広域連携をより一層推進することが求められてい
213 る。

¹⁵ 能率的な経営の下における適正な人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額に、事業の健全な運営を維持していくために必要な支払利息と資産維持費を加えて算定されたもの。

¹⁶ 公益社団法人日本水道協会 平成26年度水道統計

214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250

- 広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化¹⁷のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態が考えられる。
また、管理の一体化を図る上で、IT（情報技術）の活用は有効な手段の一つである。
- 簡易水道事業と上水道事業の統合も広域連携の一つであり、地域の実情に応じ、さらに市町村の区域を越えた広域連携が実現されれば、一層の基盤強化が図られるものと考えられる。また、地域の実情に応じて、水道用水供給事業を活用して広域連携を図ることも考えられる。
- 都道府県は、広域連携の推進役を担うべきである。このため、都道府県が主体となり、水道事業者及び水道用水供給事業者を構成員として、事業運営を適切かつ効率的に実施するための広域連携を推進する協議の場を設けることができることを法律上明確にすべきである。また、この協議の場には、学識経験者や地域住民も、必要に応じて参画できるようにすることが適当である。
- さらに都道府県の積極的な関与による広域連携の推進のため、水道法の体系に以下の枠組みを追加すべきである。
 - ✓ 厚生労働大臣は、水道事業の基盤強化を図るための基本方針を定め、これを公表するものとする事
※基本方針の内容としては、例えば、水道事業の基盤強化（適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保及び人材の確保）に関する基本的事項、広域連携の推進に関する基本的事項等を記載することが考えられる。
 - ✓ 都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村の同意を得て、水道事業基盤強化計画を策定できるものとし、同計画を策定した場合には公表するよう努めなければならないものとする事
※水道事業基盤強化計画の内容としては、例えば、水道事業の基盤強化に関する事項、広域連携の推進に関する事項、広域連携を行う水道事業者及び水道用水供給事業者を記載することが考えられる。
 - ✓ 広域連携を行おうとする水道事業者及び水道用水供給事業者は、具体的な広域連携の実施方針等を定めた広域連携実施計画を策定することができるものとし、同計画を策定した場合には公表するよう努めなければならないものとする事
- なお、都道府県の策定する水道事業基盤強化計画については、同様に都道府県が策定主体となっている水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的水道整備計画との関係を整理すべきである。

¹⁷ 社団法人日本水道協会 水道広域化検討の手引き—水道ビジョンの推進のために—（平成20年8月）

- 251 ○ 都道府県が広域連携等の水道事業の基盤強化を推進するに当たり、国は上記枠組みの
252 運用の考え方を示すとともに先進的取組事例の情報提供を行う等、積極的に連携・協力
253 すべきである。
- 254
- 255 ○ 都道府県や水道事業者及び水道用水供給事業者が、水道事業基盤強化計画や広域連携
256 実施計画に基づき実施する取組・事業について、中核となる地方公共団体の果たす役割
257 の重要性にも配慮しつつ、国は必要な技術的及び財政的援助を行うべきである。
- 258
- 259 ○ また、台帳整備から更新需要と財政収支の見通しの試算に至る水道施設に関する情報
260 の整理は広域連携の前提としても重要であることから、小規模な水道事業者を中心に、
261 こうした情報の整理を自力で実施することが困難である場合には、国は必要な技術的及
262 び財政的援助を行うべきである。
- 263

264 (4) 官民連携の推進

- 265 ○ 政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な
266 経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域
267 化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。
- 268
- 269 ○ 官民連携は、水道施設等の維持・管理、運営等の向上はもとより、水道事業を支える
270 人材の確保や官民双方の技術水準の向上に資するものである。こうした観点から、官民
271 連携を単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向
272 上に資するものとしても捉えるべきである。
- 273
- 274 ○ 水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた
275 状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、
276 地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、広域連携と並び事業
277 の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。これにより、事業の運営能力を有す
278 る民間企業をはじめ、水道に関わる民間企業を育成することとなり、地域の雇用の創
279 出や技術継承につながるとともに、長期的に水道事業及び水道用水供給事業を担うこと
280 ができる潜在力を高めることにつながることが期待される。
- 281
- 282 ○ 水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほ
283 か、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、技術上の業務を委ねる場合に水道
284 法上の責任が受託者に移行する第三者委託、DB¹⁸、PFI¹⁹の活用など様々な連携形態があ
285 る。国は、各水道事業者が、こうした多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏
286 まえた上で、適切なものを選択できるよう、その検討等に当たって必要となる情報や留

¹⁸ DB (Design Build) : 公共が資金調達を負担し、設計・建設を民間に委託する方式。

¹⁹ PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式。

287 意点を、先進的なモデル事例や官民連携推進協議会での議論等を踏まえながら、詳細に
288 提供していくべきである。

289

290 ○ 官民連携のうち、コンセッション方式²⁰については、具体的に導入を検討している地
291 方公共団体もあることから、水道事業及び水道用水供給事業において現実的な選択肢と
292 なり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切な
293 モニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保
294 する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、
295 海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を行うべきである。

296

297 ○ また、コンセッション方式を活用した場合、民間企業が事業期間の後期に向けて更新
298 投資費用の計上額が逡増することが想定されることを踏まえ、その平準化のための対応
299 策として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11
300 年法律第 117 号）第 20 条に基づき運営権設定前に地方公共団体が負担した建設費等
301 について、民間企業が地方公共団体から負担金の支払いを求められた場合における当該負
302 担金の費用計上時期の考え方に関して、周知を図るべきである。

303

304 ○ さらに、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法に
305 ついては、公営企業の場合と同様に総括原価主義とするとともに、総括原価に法人税や
306 配当金などを含めることができることを明確にすべきである。

307

308 (5) 指定給水装置工事事業者制度の改善

309 ○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していた
310 が、規制緩和の要請を受け、平成 8 年に全国一律の指定基準による現行制度が創設され
311 た。これにより、広く門戸が開かれ、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」
312 という。）が大幅に増加²¹した。

313

314 ○ 現行制度では、指定工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期
315 間無く、指定工事事業者の廃止・休止等の状況も反映されにくいため、指定工事事業
316 者の実体を把握することが困難である。また、指定工事事業者の違反行為や利用者から
317 の苦情が発生している。

318

319 ○ こうした状況に対応するため、指定工事事業者を巡るトラブルの防止や指定後の実態
320 を把握し、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定に有効期間を設ける
321 更新制を導入すべきである。

322 なお、更新制の導入にあたっては、水道事業者や優良な指定工事事業者にとって、過

²⁰ PFI の一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度。

²¹ 平成 9 年に約 2 万 5 千者が指定を受けていたものが、平成 25 年に約 22 万 8 千者と約 9 倍に増加。

323 度な負担とならないよう留意すべきである。

324
325 ○ 指定の有効期間は、実体との乖離の防止や指定工事事業者及び水道事業者への負担の
326 程度を考慮し、5年間とすることが適当である。

327
328 ○ 水道事業者は、指定更新の申請時に、指定工事事業者の講習会の参加実績や主任技術
329 者等への研修機会の確保の状況、配管技能者の配置状況、指定工事事業者の業務内容と
330 いった情報を確認し、指定工事事業者を指導するべきであり、確認した情報については、
331 利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発
332 信の一つとして活用することが有効である。なお、複数の水道事業者へ申請を行う指定
333 工事事業者に過度な負担とならないよう、指定更新申請時に合わせて行う確認事項につ
334 いては統一的なものとするのが望ましい。また、配管技能者として配置されるべき者
335 の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。

336
337 ○ 技術力を含めた指定工事事業者の資質の向上は重要な課題であり、水道事業者の連携
338 による広域的な指定工事事業者講習会の開催促進、主任技術者研修へのeラーニング等
339 の一層の活用等、実効性のある講習会のあり方についても検討するとともに、指定工事
340 事業者においては、講習会等の機会を積極的に活用するべきである。

341
342 ○ 水道事業者における指定の取消等の基準の整備を進めるための周知を国から行うこ
343 とに加え、関係団体の協力を得て指定の取消に関する解説について情報提供することが
344 考えられる。また、指定工事事業者の指定の取消等の情報の共有化についても、検討す
345 べきである。

346
347 ○ 指定給水装置工事事業者制度に係る諸課題への対応としては、まずは上記の取組を推
348 進することが重要であるが、さらなる方策として、客観的で公正な判断基準と研修機会
349 の確保等の環境整備を前提とした適正な事業運営を実施している優良な指定工事事
350 業者に対する表彰の普及拡大等も考えられる。

351
352 ○ なお、上記(3)により水道事業の事業統合を行った場合、直ちには統合前の水道事
353 業者毎の給水装置工事の施工方法等が統一されないことについて留意する必要がある。

354 355 356 4. おわりに

357 ○ 以上、水道事業の基盤強化及び指定給水装置工事事業者制度の改善について今後の水
358 道行政において講ずべき基本的な方向性及び具体的な施策を提言した。これらに加え、
359 水道の国際展開の推進も、水道業界全体の育成につながることで国内の基盤強化にも寄
360 与することが期待され、重要な課題である。

361

362

363

364

365

366

○ 水道は、国民生活に最も密着した社会基盤の一つであり、国、地方公共団体、水道事業者、水道用水供給事業者、指定給水装置工事事業者等の関係者は、その真摯な取組により、常に国民の期待に応えることが求められる。

本報告書の提言を踏まえ、法整備その他の必要な対応に早急に取り組むことが望まれる。

(参考1) 水道事業の維持・向上に関する専門委員会 開催経過

回数	日時	議題
第1回	平成28年 3月22日	(1) 水道事業の維持・向上に関する専門委員会の設置について (2) 水道事業の維持・向上のための方策について (3) その他
第2回	平成28年 5月23日	(1) 平成28年熊本地震への対応について (2) 水道事業の維持・向上のための方策について (3) 広域連携の推進について(水道用水供給事業について) (4) その他
第3回	平成28年 6月29日	(1) 広域連携の推進について (2) 官民連携の推進について (3) その他
第4回	平成28年 7月20日	(1) 広域連携の推進について (2) 指定給水装置工事事業者制度について (3) その他
第5回	平成28年 8月3日	(1) アセットマネジメントの推進について (2) 水道料金の適正化について (3) その他
第6回	平成28年 8月29日	(1) アセットマネジメントの推進について (2) 水道料金の適正化について (3) 官民連携の推進について (4) その他
第7回	平成28年 9月21日	(1) 官民連携の推進について (2) 水道事業の維持・向上のための方策について(全般的・総合的な議論) (3) その他
第8回	平成28年 10月26日	(1) 台帳整備及び施設点検の実施状況の調査結果について(報告) (2) 報告書の骨子案について (3) その他
第9回	平成28年 11月22日	(1) 報告書のとりまとめについて (2) その他

(参考2) 水道事業の維持・向上に関する専門委員会 委員名簿

氏名	所属等
浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
○ 石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
浦上 拓也	近畿大学経営学部教授
岡部 洋	一般社団法人日本水道工業団体連合会上級アドバイザー
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
◎ 滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
平井 和友	神奈川県政策局政策部長
藤野 珠枝	主婦連合会副会長
望月 美穂	株式会社日本経済研究所社会インフラ本部部長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
湯谷 仁康	北海道環境生活部環境局長
吉田 永	公益社団法人日本水道協会理事長
渡部 厚志	松江市上下水道局長
渡辺 皓	全国管工事業協同組合連合会副会長

(五十音順、敬称略)
◎は委員長、○は委員長代理

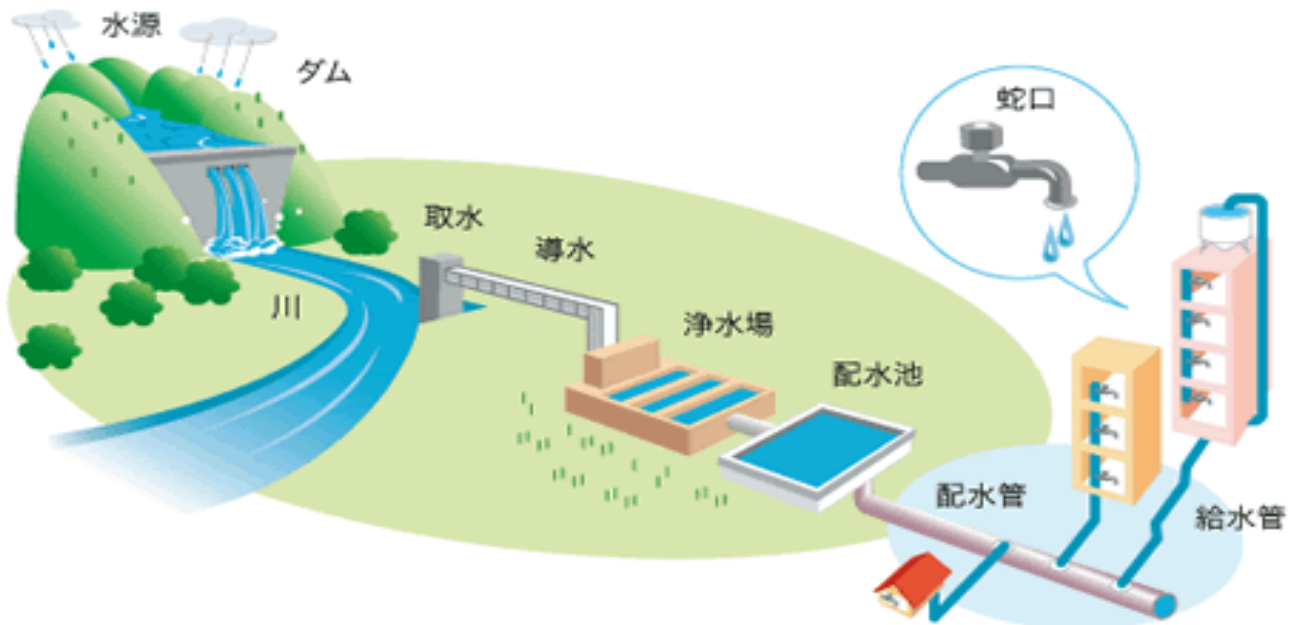
参考資料

1

水道の定義

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体（臨時に施設されたものを除く）【水道法第3条第1項】

水源から蛇口までの流れ

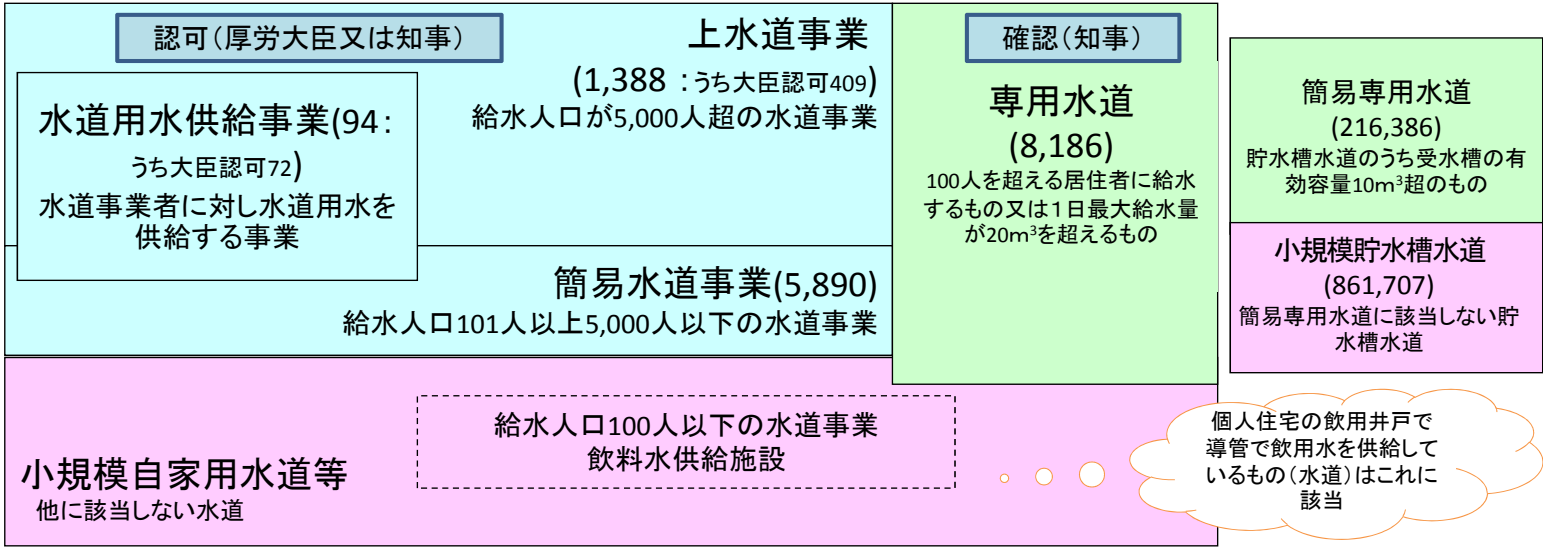


水道法における水道事業

水道事業：一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

寄宿舍、社宅等の
自家用水道等

貯水槽水道：水道事業
から供給を受ける水の
みを水源とする水道



水道法上の衛生規制対象

()内は平成26年度末の箇所数

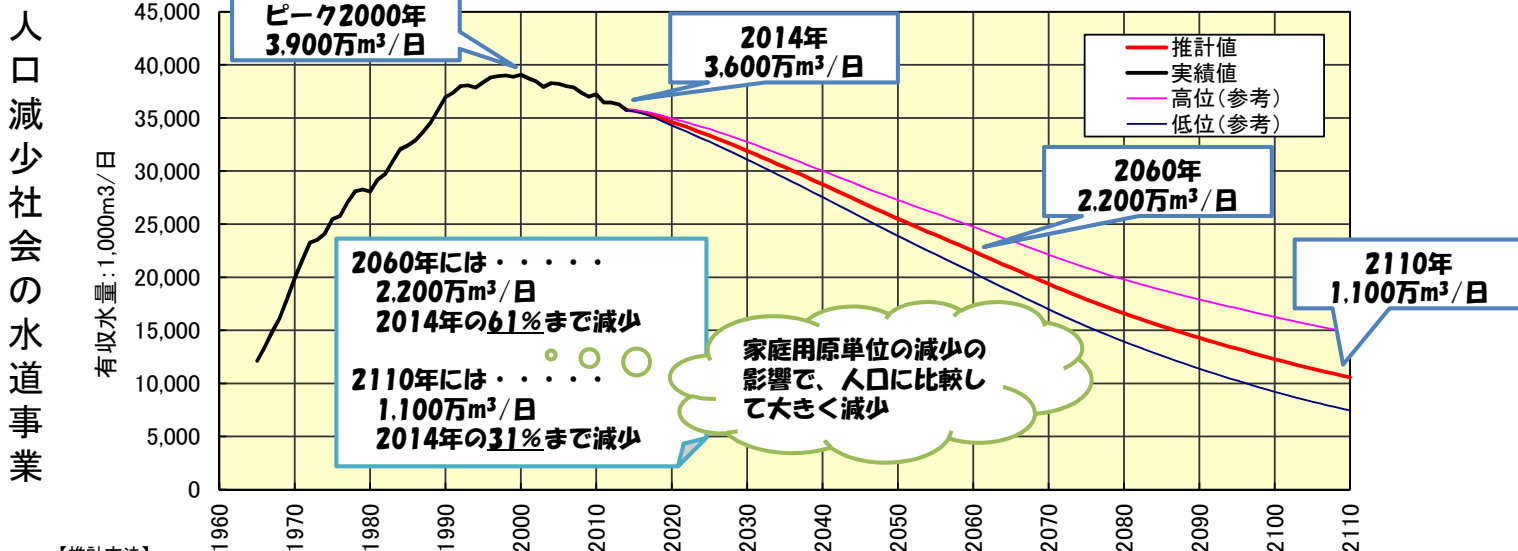
水道法の規制対象外で地方公共団体が必要に応じて衛生対策を定めるもの

飲用井戸等衛生対策要領の実施について(厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日)

3

人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動に対応して、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少に転じ、約100年後には有収水量がピーク時の約30%にまで減少。
- 水道事業は、独立採算制を旨としており、原則水道料金で運営されているが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況は厳しくなってくる。
- 経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行。
- また過度なコスト削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化により水道施設の維持管理が困難となり、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下が懸念される。



【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口に上水道普及率（H26実績94.3%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。

家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口

家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.312）で設定した。

③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。

